

<<利害関係者について>>

土地区画整理法第20条第2項では、利害関係者について「当該土地区画整理事業に関係のある土地若しくはその土地に定着する物件又は当該土地区画整理事業に関係のある水面について権利を有する者」と規定されています。

土地区画整理事業に係る一般的な参考文献も参考とし、本事業においては以下に掲げる権利を有する者を、本事業の簿書の閲覧等に係る利害関係者とさせていただきます。

1 本事業に関係のある土地についての権利

- (1) 土地登記簿に記載のある権利（所有権、担保権、地役権など）
- (2) 施行地区内の土地に係る登記のない権利の内、施行者（吹田市）に申告があった権利

2 本事業に関係のある土地に定着する物件についての権利

- (1) 建物の登記簿に記載のある権利
- (2) 当該物件に係る占有権（借家人、間借人、同居人など）
- (3) 当該土地に定着する工作物の所有権

3 本事業に関係のある水面についての権利

- (1) 水利権
- (2) その他水面に関係のある権利

なお、「本事業に関係のある土地」の範囲として、施行地区内の土地に限らず、施行地区界に接している土地も対象とさせていただきます。